土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する 同法第53条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)鍋島東地区における次の土地は、これを従前の土地とする換地を非農 用地区域内に定めるべき土地として指定した。

平成 29 年 1 月 6 日

佐賀県知事	ı lı		ラン	義
任貝宗和尹	ш	ш	117—	我

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積	摘要
佐賀市	蛎久	二本杉	564	田	田	1,951㎡のうち	仮地番
鍋島町						660 m²	43 - 5

注)摘要欄は非農用地区域の位置